



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 1 日 (金)
号外第 1 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令 (1) (統計課) 2
- ◇ 公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (1) (警務課) 5
- ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (3) (給与課) 11
職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (4) (〃) 12

訓 令

鳥取県訓令第1号

鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令

第1条 鳥取県統計調査調整規程（昭和34年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、<u>鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）及び鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）に定めるもののほか、統計調査の調整その他の手続について定めることにより、統計調査に伴う負担の軽減及び内容の改善並びに統計資料の整備を進め、行政事務能率の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、「統計調査」とは、<u>知事が行う鳥取県統計調査条例第2条第1項に規定する県統計調査</u>をいう。</p> <p>2 この訓令において、「課長」とは、<u>次に掲げる者</u>をいう。</p> <p>(1) <u>鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された課（総室内室が設置されたものを除く。）及び総室内室の長</u></p> <p>(2) <u>鳥取県行政組織規則第2条第4項に規定する地方機関又はその内部組織の長であって、前号に掲げる者に相当するもの</u></p> <p>(統計調査の調整等)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>本庁において行う統計調査について必要な調整を行い、その改善及び発達、統計調査に伴う負担の軽減並びに統計資料の整備により行政事務能率の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、「統計調査」とは、<u>県が独自に又は国若しくは他の団体から委託されて個人又は市町村その他の団体に対し様式を示して一定の時点又は期間について行う調査であって、その結果を用いて統計を作成することを目的とするものをいう。ただし、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査、一般統計調査及び対象が県の機関又は職員に限られた調査を除く。</u></p> <p>2 この規程において、「課長」とは、<u>鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された課（これに相当するものを含む。）の長</u>をいう。</p> <p>(統計調査の合議及び調整)</p>

<p>第3条 課長は、新たに統計調査を実施しようとするときは、<u>その40日前までに統計調査実施協議書（様式第1号）により統計課の長（以下「統計課長」という。）に協議しなければならない。</u></p> <p>2 課長は、<u>統計調査を変更しようとするときは、統計調査変更協議書（様式第2号）により統計課長に協議しなければならない。</u></p> <p>3 統計課長は、<u>前2項の規定による協議を受けたときは、次に掲げる事項について審査し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。</u> (1)～(4) 略</p> <p>4 統計課長は、<u>第1項又は第2項の規定により協議を受けた統計調査について、統計法（平成19年法律第53号）第24条第1項に規定する総務大臣への届出を行うものとする。</u></p> <p>(統計資料の整備)</p> <p>第4条 課長は、<u>統計調査を完了したときは、その結果を統計課長に送付しなければならない。</u></p> <p>2 課長は、<u>統計資料を発行したときは、事務の遂行に支障のない限り当該統計資料を統計課長に送付しなければならない。</u></p>	<p>第3条 新たに統計調査を実施しようとする<u>場合においては、各課長は、1箇月前までに統計調査実施協議書（様式第1号）により統計課長に協議しなければならない。</u></p> <p>2 統計課長は、<u>前項の協議を受けたときは、次に掲げる事項について審査し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。</u> (1)～(4) 略</p> <p>3 各課長は、<u>第1項の規定によって合議した統計調査を変更し、中止し、又は廃止するときは、統計調査変更合議書（様式第2号）、統計調査中止（廃止）届出書（様式第3号）により統計課長に報告しなければならない。</u></p> <p>(届出を要する統計の取扱い)</p> <p>第4条 統計課長は、<u>前条第1項の規定により合議を受けた統計調査が統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届出を要するものであるときは、その旨を当該課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(統計調査の登録)</p> <p>第5条 統計課長は、<u>実施することとなった統計調査に関し、必要な事項を鳥取県統計調査登録簿（様式第4号）に登録しなければならない。</u></p> <p>(統計資料の整備)</p> <p>第6条 各課長は、<u>統計調査を完了し、かつ、表章し又は解析したときは、その一部を統計課長に送付しなければならない。</u></p> <p>2 各課長は、<u>統計資料を発行したとき又は国若しくはその団体等から統計資料の寄贈を受けたときは、事務の遂行に支障のない限りその一部を統計課長に送付しなければならない。</u></p>
--	--

第2条 鳥取県統計調査調整規程の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

統計調査実施協議書

統計課長 様

課長

1 調査の名称	
2 調査の目的	
3 調査対象の範囲	(1) 地域的範囲 (2) 属性的範囲
4 報告を求める者	(1) 数 (2) 選定の方法 (<input type="checkbox"/> 全数 <input type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出)
5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	(1) 報告を求める事項 (2) 基準となる期日又は期間
6 報告を求めのために用いる方法	(1) 調査組織 (2) 調査方法 (<input type="checkbox"/> 調査員調査 <input type="checkbox"/> 郵送調査 <input type="checkbox"/> オンライン調査 <input type="checkbox"/> その他 ())
7 報告を求める期間	(1) 調査の周期 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

注1 4(2)については、該当するものを■にしたうえで、選定の方法について具体的に記載すること。

2 6(2)については、該当するものを■にしたうえで、調査方法について具体的に記載すること。

様式第2号 (第3条関係)

第 号

年 月 日

統計調査変更協議書

統計課長 様

課長

年 月 日付で協議した統計調査を下記のとおり変更したいので、協議します。

記

1 調査の名称

2 変更の内容

変更後	
変更前	
変更理由	

様式第3号及び様式第4号を削る。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

鳥取県公安委員会規則第1号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 警務部（第2条—第10条）</u></p> <p><u>第3章 生活安全部（第11条—第17条）</u></p> <p><u>第4章 刑事部（第18条—第24条）</u></p> <p><u>第5章 交通部（第25条—第31条）</u></p> <p><u>第6章 警備部（第32条—第37条）</u></p> <p><u>第7章 警察学校（第38条）</u></p> <p><u>第8章 内部組織（第39条・第40条）</u></p> <p><u>第9章 職制及び職務（第41条—第61条）</u></p> <p><u>第10章 雑則（第62条）</u></p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第2章 警務部</u></p> <p>（警務部の分課）</p> <p>第2条 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第3章 生活安全部</u></p> <p>（生活安全部の分課）</p> <p>第11条 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第4章 刑事部</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 略</p> <p>（警務部の分課）</p> <p>第2条 略</p> <p>（生活安全部の分課）</p> <p>第11条 略</p>

(刑事部の分課)

第18条 略

(組織犯罪対策課)

第22条 略

2 略

3 組織犯罪特別捜査隊においては、第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる事務を処理する。

第5章 交通部

(交通部の分課)

第25条 略

第6章 警備部

(警備部の分課)

第32条 警備部に次の4課及び機動隊を置く。

- 警備第1課
- 警備第2課
- 警衛対策課
- 外事課

(警備第1課)

第33条 警備第1課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 略
 - (2) 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること(外事課の所掌に属するものを除く。)
 - (3) 略
 - (4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること(外事課の所掌に属するものを除く。)
- ア～エ 略

(刑事部の分課)

第18条 略

(組織犯罪対策課)

第22条 略

2 略

3 組織犯罪特別捜査隊においては、第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事務を処理する。

(交通部の分課)

第25条 略

(警備部の分課)

第32条 警備部に次の3課及び機動隊を置く。

- 警備第1課
- 警備第2課
- 警衛対策課

(警備第1課)

第33条 警備第1課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 略
 - (2) 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること(警備第2課の所掌に属するものを除く。)
 - (3) 略
 - (4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること(警備第2課の所掌に属するものを除く。)
- ア～エ 略

オ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する犯罪

カ 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及び関税法(昭和29年法律第61号)に規定する犯罪のうち、国際的な平和及び安全の維持に係るもの

キ その他の警備犯罪のうち、外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム

<p>(5) 略</p>	<p><u>(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。)</u>に係るもの</p> <p>(5) 略</p> <p>2 <u>警備第一課に、国際テロ対策室を附置する。</u></p> <p>3 <u>国際テロ対策室においては、第1項第2号(同項第4号キに係るものに限る。)</u>及び第4号キに掲げる事務を処理する。</p>
<p>(警備第2課)</p> <p>第34条 警備第2課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>(警備第2課)</p> <p>第34条 警備第2課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>極端な国家主義的な主張に基づく暴力主義的活動(活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに係るもの及び外国人に係るものを除く。)</u>に関する警備情報の収集整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。</p> <p>(8) <u>前条第4号アからエまでに掲げる犯罪で前号に規定する活動に関するものの取締りに関すること。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>
<p>(警衛対策課)</p> <p>第35条 略</p> <p>(外事課)</p> <p>第36条 <u>外事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>外国人に係る警備情報の収集、整理その他外国人に係る警備情報に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。)</u>に関する警備情報の収集、整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。</p> <p>(3) <u>次に掲げる犯罪の取締りに関すること。</u></p> <p>ア <u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特</u></p>	<p>(警衛対策課)</p> <p>第35条 略</p>

例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪

イ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち、国際的な平和及び安全の維持に係るもの

ウ 第33条第4号アからエまでに掲げる犯罪その他の警備犯罪で外国人に係るもの及びその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに係るもの

（機動隊）
第37条 略

第7章 警察学校

（警察学校）
第38条 鳥取県警察学校（以下「学校」という。）を鳥取市に置く。

2 学校においては、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）警察職員の初任教養及び初任補修教養に関すること。

（2）現任警察職員の教養訓練に関すること。

第8章 内部組織

（警察本部の課等の内部組織の設置）
第39条 略

（警察署の内部組織の設置）
第40条 略

第9章 職制及び職務

（部長）
第41条 略

（総括参事官及び参事官）
第42条 略

（首席監察官）
第43条 略

（機動隊）
第36条 略

（警察学校）
第37条 鳥取県警察学校（以下「学校」という。）においては、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）警察職員の初任教養及び初任補修教養に関すること。

（2）現任警察職員の教養訓練に関すること。

（警察本部の課等の内部組織の設置）
第38条 略

（警察署の内部組織の設置）
第39条 略

（部長）
第40条 略

（総括参事官及び参事官）
第41条 略

（首席監察官）
第42条 略

(地域統括参事官) 第44条 略	(地域統括参事官) 第43条 略
(警衛統括参事官) 第45条 略	(警衛統括参事官) 第44条 略
(課長、室長、所長及び隊長) 第46条 略	(課長、室長、所長及び隊長) 第45条 略
(監査官) 第47条 略	(監査官) 第46条 略
(物品調達官) 第48条 略	(物品調達官) 第47条 略
(企画官) 第49条 略	(企画官) 第48条 略
(監察官) 第50条 略	(監察官) 第49条 略
(広報官) 第51条 略	(広報官) 第50条 略
(首席師範) 第52条 略	(首席師範) 第51条 略
(上席検視官) 第53条 刑事部に上席検視官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。 2 上席検視官は、上司の命を受け、死体の検視、見分及び検証に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。	(検視官) 第52条 刑事部に検視官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。 2 検視官は、上司の命を受け、死体の検視、見分及び検証に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
(管理官等) 第54条 略	(管理官等) 第53条 略
(附置機関の長) 第55条 略	(附置機関の長) 第54条 略
(校長) 第56条 略	(校長) 第55条 略
(副校長) 第57条 略	(副校長) 第56条 略

(警察署長) 第58条 略	(警察署長) 第57条 略
(副署長) 第59条 略	(副署長) 第58条 略
(刑事官) 第60条 略	(刑事官) 第59条 略
(管理官) 第61条 略	(管理官) 第60条 略
第10章 雑則	
(委任) 第62条 略	(委任) 第61条 略

附 則

この規則は、平成25年3月8日から施行する。ただし、第22条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第3号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
略				略			
警察	警察本部	略	3種	警察	警察本部	略	3種
		課長				課長	
		監査官				監査官	
		物品調達官				物品調達官	
		企画官				企画官	
		監察官				監察官	
		隊長				隊長	
		所長				所長	
		室長				室長	
		センター長				センター長	
場長	場長						
広報官	広報官						
首席師範	首席師範						
<u>上席検視官</u>	<u>検視官</u>						
管理官（人事委員会が承認したものに限り。）	管理官（人事委員会が承認したものに限り。）						
略		略		略		略	
略				略			

附 則

この規則は、平成25年3月8日から施行する。

